

【令和6年度カワウの保護及び管理に関する検討会 議事概要】

日時:令和6年 11 月 7 日 (火) 14:00～17:00

場所:ワイルド会議室お茶の水 RoomD

1. 開会 挨拶 宇賀神知則 環境省自然環境局鳥獣保護管理室 室長

2. 出席者紹介

委員	加藤洋	株式会社野生動物保護管理事務所
	亀田佳代子	滋賀県立琵琶湖博物館
	須藤明子	株式会社イーグレット・オフィス
	坪井潤一	水産技術研究所
	山本麻希	長岡技術科学大学
水産庁	生駒潔	増殖推進部栽培養殖課
	丸茂亮太	増殖推進部栽培養殖課
	稲田圭佑	増殖推進部栽培養殖課
関係団体	中奥龍也	全国内水面漁業協同組合連合会
環境省	宇賀神知則	自然環境局鳥獣保護管理室
	佐藤大樹	自然環境局鳥獣保護管理室
	木富正裕	自然環境局鳥獣保護管理室
事務局	高木憲太郎	バードリサーチ
	植村慎吾	バードリサーチ
	加藤ななえ	バードリサーチ

3. 議事

- (1)カワウの生息状況等について
- (2)令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について
- (3)カワウ被害対策について
- (4)その他

4. 配布資料

議事次第

出席者名簿

資料1-1 カワウの生息状況と捕獲状況について

資料1-2 被害を与えるカワウの個体数について(水産庁資料)

資料2-1 令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について

資料3-1 カワウ被害対策について(水産庁資料)

資料 3－2 広域協議会等の取組状況

資料 3－3 カワウの保護管理に係る研修会 報告

資料 3－4 滋賀県高島市安曇川におけるモデル事業の実施について

5. 議事概要

(1) カワウの生息状況等について

事務局よりカワウの分布、個体数、営巣数、捕獲数の推移、全国の個体数の推定について資料をもとに説明があり、議論された。

○全国のカワウの個体数は、ここ5年は増加傾向にあったが、今年の春と夏は前年に比べ減少に転じた。カワウの個体数に影響を及ぼす要因として一般的に考えられる天候、繁殖状況、捕獲圧はいずれも全国的な大きな変化はなく、減少理由は不明である(事務局、委員)。

○カワウの生活史から考えると、春から夏にかけて繁殖が行われることから、巣立ったカワウが多くなる夏は、一年で個体数が最大になるはずだが、どの年も、夏の個体数が最も少なくなっている。その要因については、春から夏にかけて捕獲が多く行われていることや海外を含めた調査されていない場所への移動が考えられ、加えて、カワウの季節移動の時期が早まり、調査時期のミスマッチが起きている可能性もある(事務局)。

(2) 令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について

環境省より被害を与えるカワウの個体数の半減目標を「令和 10 年度までに、内水面漁業に被害を与える個体数の平成 25 年度水準からの半減を目指す」に見直すこと、それに伴う令和6年度からのカワウ被害対策強化の考え方について説明があり、以下の意見が示された。

○水産庁による全国の被害を与えるカワウの個体数には、調査が遅れている九州の一部の県と北海道の生息数が含まれていないが、今後これらの地域で調査が実施されることで新たな調査地の個体数が全国の個体数推定値に追加されることになる(委員)。

○目標として設定した被害を与えるカワウの個体数の計算方法は変えずに、地域ごとの実情を踏まえた評価を検討することが考えられる(水産庁、環境省)。

○10 年で達成することができなかった半減という目標を、5 年で到達させようとするのは困難を伴う。現状では全国で半減まではできていなくとも、広域協議会や地域ごとに傾向が改善しているかどうかを見ていくことや、県レベルで行われてきたことを評価して分析することなどにより、現場でできる現実的な方針を検討することが重要である。また、これからの 5 年のその先の目標も考える必要がある(委員)。

○漁業被害の指標としてカワウの個体数よりも河川で調査されてきている飛来数が機能する場合がある。生活環境被害も含めて被害者の感情によりそった個体数以外の尺度を考えていくことも必要である(委員)。

○河川へのカワウの飛来数が減り、魚の隠れ場所の創出なども工夫して、被害感が軽減されるよう

になれば、被害防除を進めながら、許容できる範囲でカワウとの共存を目指すことは可能と考えられる(水産庁)。

(3)カワウ被害対策について

・カワウ被害対策について

水産庁よりフォローアップ調査によって把握された都道府県の現状把握や管理体制について、新しく取り組んでいるところがある中で、現状把握や都道府県レベルの研修会等が実施されなくなっている都道府県が増えてきている状況の報告があった。また、令和7年度予算概算要求段階の水産庁事業や補助事業、鳥獣被害防止総合対策交付金などについての説明があり、議論された。

○水産庁の取り組みを通じて各地の漁協での取り組みが継続されているものの、各地の漁協では達成感が得られない閉塞感や、漁業関係者の高齢化の問題がある(関係団体)。

○カワウの移動追跡調査の結果を踏まえ、広域連携をしっかりと進めてほしい(関係団体)。

○広域的な観点での国直轄の安曇川の取り組みのような対策や魚の隠れ場所の創出などを進めて、現場のモチベーションを上げていきたい(水産庁)。

○漁業関係者の高齢化に伴う対策のための労働力の低下を補うため、効果的な対策として採餌エリアでのシャープシューティングは効果があるか(委員)。

○特定の個体を狙うのでなければ、シャープシューティングよりも散弾銃による捕獲の方が、追い払いの効果が高く、採餌エリアでの対策としては適している。また、銃器による捕獲効率を高める手段として、撃てない場所からドローンでカワウを追い出し、撃てる場所にきたものを捕獲するといった方法は技術的には可能である(委員)。

○各被害対策には手法の組み合わせが大切であり、頑張っている現場ほど、多くの対策を盛り込んでしまい、それぞれの対策の効果が相殺されてしまっている現場もある。取り組んでいる努力が結果に繋がるよう対策の組み合わせを正しく伝えるなどの専門家による助言や研修を通じて学んでもらうことが重要(委員)。

・広域協議会の取組状況について

環境省より広域協議会の開催状況について説明があり、議論された。

○開催方法については、オンライン形式の便利さもあるが、対面で実施することで、各県の温度差が埋まってくることもあり、可能な範囲だけでも対面にしてほしい(委員)。

○協議会構成員に行政以外の関係者が入っているのは東北だけであることを踏まえ、現場をよく知る関係者の参加が広域協議会の活性化に重要であるとの見解から、行政以外の関係者をオブザーバー参加できるようになっている広域協議会については、できるだけこうした関係者の出席が得られるようにすべきである(委員、関係団体)。

・カワウの保護管理にかかる研修会報告

事務局より今年度実施された研修会について、アンケート結果をもとに報告があり、議論された。

○新しくカワウの担当になった者の参加が多く、現状把握ができていないという行政担当者の回答

が多いことから、自治体内での引継ぎや都道府県と市町村間の情報共有が不十分である可能性を念頭に、行政担当者への支援の仕方を検討する必要がある。アンケート結果から、行政職員の抱える課題を読み取れるようにするとよい(委員)。

○行政機関によるカワウ対策に使える支援メニューが増えていることを踏まえて、次年度の研修会ではカワウ対策の財源確保についての講義を加えてはどうか(委員)。

・滋賀県高島市安曇川におけるモデル事業の実施について

環境省より、滋賀県高島市安曇川におけるモデル事業の説明があり、事業に関わった須藤委員からの補足説明を受けて議論がされた。

○鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に基づき銃器を用いた鳥獣の捕獲が規制される「住居集合地域等」の範囲は、過去の狩猟事故における判例を参考に抑制的に解釈される場合がある。カワウは「住居集合地域等」の付近を流れる川や池にも降りて採食や休息をとるため、これらのカワウを銃器によって捕獲できないことが、カワウの個体数を減らすための対策上課題となっている(環境省、委員)。

○「住居集合地域等」の範囲が明確化し、これまで規制に抵触することを懸念して捕獲を避けていた地域で銃器を用いた捕獲を行うことができるようになれば、半減目標の達成にも近づく可能性がある(委員)。

○住居に近い場所での銃器の使用には事故の大きなリスクが伴う。現場では厳格にルールを定めて実施する必要があることなどをマニュアルに盛り込み、リスクを想定して作成を進めてほしい(委員)。

(4)その他

カワウの保護管理全般について、以下の意見が示された。

○カワウの管理は野生哺乳類の管理と比較すると、データに基づいた管理が機能しやすい。哺乳類の場合、正確な個体数が把握できず、推定の幅が広いが、それに比べて、カワウは生息している場所や個体数がより正確に捉えられる。また、そのことにより、管理のイメージが描きやすく、情報を共有しやすい。また、広域協議会があり、近隣都府県のと情報や認識を共有できることが、管理をうまく進められている要因ではないか(委員)。

以上